

平成24年度 保育所・保育園児募集

○募集保育所（保育園）

第一保育所 ☎ 267-2671 滝口保育園 ☎ 266-3288
恵泉保育園 ☎ 267-2461 ひじり保育園 ☎ 267-4423
大洗かもめ保育園 ☎ 267-2367

* 随時見学可能です。事前に各保育所（保育園）にお
問い合わせください。

○入所基準

- ①保護者が働いている
- ②保護者が妊娠、出産、病気および心身に障害を持っている
- ③保護者が常時病人の介護をしている
- ④その他、特別な事情で児童の保育ができない等

○募集期間 11月28日(月)～12月2日(金)

○申込み

申込書に必要事項を記入し、福祉課に提出してください。
申込書と案内書は、福祉課に備えてあります。

※保育料は、世帯の所得状況や児童の年齢等により異な
ります。また、諸経費は施設により異なります。

受付/問合せ 福祉課 子育て支援係 (内線 154)

「フェリー体験クルーズ」参加者募集

大洗港～北海道苫小牧港間に就航している大型カー
フェリー「さんふらわあ ふらの」による体験クルーズを
実施します。正午に大洗港を出港し、鹿島沖を周り午後
3時に同港帰港予定です。

また、船内レストランにて特製ランチ（¥600）を販売
します。（数量限定）

参加希望者は、往復はがきに乗船希望者全員（1枚で
4名まで：子供・幼児も含む）の住所、氏名、年齢、性
別、電話番号をご記入の上、お申込みください。

日 時 平成24年1月9日(月・祝) 12:00～15:00

募集人数 300名（希望者多数の場合は抽選）

参加費 無料

応募締切 12月9日(金) 必着

申込み/問合せ

〒311-1305 大洗町港中央2番地

大洗港振興協会（担当：竹下、黒澤）

【株茨城ポートオーソリティ大洗支社内】☎ 267-4188

「クリスマス会」開催のお知らせ

大洗町母子寡婦福祉会（つくしの会）では、1人親家庭
を対象とした「クリスマス会」を開催することとなりま
したので、ぜひご参加ください。

日 時 12月17日(土) 10:00～14:00

場 所 ゆっくら健康館 2階健康教育室

内 容 レクリエーション（ゲーム）

プレゼント・ケーキ・食事が出ます。

参加費 1世帯 500円

申込締切 12月2日(金)

申込み/問合せ 大洗町社会福祉協議会 ☎ 266-3021

平成23年度（第6回）

ボイラー実技講習の実施について

期 日 <<学科>>

12月10日(土)、11日(日) 9:00～17:00

<<実技>>（1日を選択）

12月17日(土)、18日(日) 9:00～17:00

会 場 学科:茨城県JA会館（水戸市梅香1-1-4）

実技:茨城県JA会館 分館2階（水戸市梅香1-5-5）

受付期間 11月28日(月)～12月2日(金) 9:30～16:30

受講料 15,200円（テキスト代及び消費税含む）

問合せ (株)日本ボイラ協会茨城支部

水戸市梅香1-5-5 ☎ 225-6185 FAX 225-6509

イザ!カエルキャラバン! in ひたちなか

つかわなくなったおもちゃをもってあつまれ!かえっ
こしながらのしく防災を学ぼう!

日 時 11月27日(日) 10:30～15:00（雨天決行）

場 所 ワークプラザ勝田

対 象 子どもと子どものところを持った大人

参加費 無料 ※当日、直接会場へお越しください。

問合せ 助ひたちなか市生活・文化・スポーツ・公社
ワークプラザ勝田 ☎ 275-8000

— 被害者支援活動について —

◆性犯罪被害者相談窓口について

性犯罪（強姦、強制わいせつ等）の被害にあった場合
は、大きなショックを受け、どうすればよいかわからな
いまま、誰にも言えずに悩み苦しむ被害者の方もいます。
警察では、このような性犯罪被害者を支援するため、女
性の心理カウンセラーが相談に応じています。

「被害にあってから食欲がなく夜も眠れない」、「届出に
ついて迷っている」、「届け出た場合、どのような手続き
を取るのか心配している」など、一人で悩んでいる方、
まずは下記の電話にてご相談下さい。

性犯罪被害相談「勇気の電話」

<女性カウンセラーが対応します>

☎ 029-301-0278/8:30～17:15

月曜～金曜（祝祭日、年末年始を除く）

※上記時間帯以外は留守番電話対応となっております。

◆犯罪被害給付制度について

犯罪被害給付制度は、殺人等の故意の犯罪行為により、
不慮の死を遂げた被害者のご遺族、身体に重傷病を負っ
た被害者の方、障害が残った被害者の方に対して、社会
の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を
支給して、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び
平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

<支給を受けられる人>

○遺族給付金：犯罪行為によって亡くなられた被害者第
1順位の遺族

○重傷病給付金：犯罪行為によって、重傷病（加療1ヶ月
以上かつ入院3日以上を要する負傷又は
疾病（PTSD等の精神疾病については、
加療1ヶ月以上かつ3日以上の上の労務不
能）を負った被害者本人

○障害給付金：法令に定める障害（1級から14級）が残っ
た被害者本人

※給付金は、法令で定められた一定の要件を満たされ
た場合に支給されます。

問合せ 警察本部犯罪被害者対策室 ☎ 301-0110

または、各警察署の警務課被害者支援係まで
ご連絡ください。